

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

教育委員会事務局 生涯学習課

監査期間 平成30年12月 3日から
平成31年 1月11日まで

指摘事項	措置状況
施設の使用料は、利用する日に納付しなければならないとされているが、利用日より前に納付されているものがあるなど、利用日当日に納付されていないものがあった。西尾市公民館の設置及び管理に関する条例並びに西尾市公民館運営要綱に則った事務処理をされたい。	高齢者の利用料持参忘れによる後納、定期利用者の要望による前納等を状況によっては便宜を図って認めてしまっていたことが原因です。今後は、西尾市公民館運営要綱第2条に則り、使用料の使用日当日納付を厳守するよう指導しました。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「財政援助団体等監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。